

あいばせんば こいばせんば

平成27年8月号

発行責任者 饗庭 敦子

あいばあつ子だより

長与町議会議員



笑顔で暮らせる長与のまちづくりを目指します

ごあいさつ

成夏の候、皆様方には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。



皆様方のお陰をもちまして「あいばあつ子」2期目の長与町議として、心新たに元気で活動に邁進しております。

5月1日には、臨時議会が開催され「議会運営委員会委員長」に就任いたしました。

今後とも行政の施策には厳しい監視の目を持ちながら、町民皆さまの声を聞く大きな耳をもち、声を発していきたいと思っております。これからも誠心誠意頑張っていきたいと思いますので、更なるご支援・ご指導をよろしくお願い申し上げます。

議会運営委員会

議会運営委員会は、議会運営を円滑に行うため設けられ、議会運営に必要な事項に関し協議しています。また、議長の諮問機関として議会運営に係るさまざまな調査研究を行っています。

- ①議会の運営に関する事項
- ②議会の会議規則、委員会条例等に関する事項
- ③議長の諮問に関する事項

住民の皆様「身近な議会」と思って頂けるよう議会改革に委員長として取り組みます！



あいばあつ子の活動報告

これからの取り組み

1笑顔で暮らせる長与のまちづくり

少子高齢化が長与でも進んできています。高齢者、障害者の皆さまにやさしい町、福祉が充実した住みやすい町にしていくために積極的に取り組んで行きます。悩みをみんなで解決できるような町の風土を作っていきます。



2よりよい子育て支援

子どもたちは長与の宝です。子ども子育て支援新制度により、長与町の待機児童は解消されましたが、学童クラブの問題、子育て中の孤立感と負担の増加など子育て支援の一層の強化が重要な課題であります。出産前から中学生までの期間の子育て支援に対する町民の相談窓口が一本化や子育て健康推進課などを作るなど町政へ訴えて行きたいと思っています。

放課後児童クラブに行きたくても経済的な事情で行けない子どもたちの居場所も考えて対策を講じていくよう行政へ訴えて行き、子ども達の多くの可能性を広げ、大人の事情で差別されることなく明るい未来へつなぐための政策を作っていきます。

3こころのセーフティネットづくり

困ったときに、すぐ相談できる所を増やして行きたいです。

今、起きている残虐な事件も相談できたら防げたものもあるはずですが、事件が起きてからではなく、起こる前の対処が必要であり、ネットワークづくりが重要であり、縦社会でなく横とのつながりを広げていくことです。自殺予防、うつ病予防、不登校予防、ひきこもり予防何事も予防がとても大事です。そのためにも相談できる人、相談できる場所を増やすことを町政へ訴えて行きます。

一般質問 行政に問う

6月議会 ストレス対策の強化を

④ 現代社会においては、ストレスフルな生活環境や職場環境によって精神疾患を患う方が増加している。メンタルヘルス対策として、労働者がプライバシーを守られた環境の中で気兼ねなくカウンセラーに相談できる体制や、自分のメンタルヘルス不調に早く気がつくことができる環境が必要と考えている。町のメンタルヘルス対策への取り組みはどうか。

⑤ 職員のストレス簡易調査、および疲労度自己診断を実施し、産業医による面談を行っている。

⑥ セクハラ、パワハラが日常化しないための日頃の対策はどうか。

⑦ 管理職に部下とコミュニケーションをとるよう指導をしている。

新しい考えを取り入れた教育を

⑧ 子ども、若者の未来を切り開くには、新しい考えを取り入れた教育への取り組みが必要と思う。アクティブ・ラーニングについてどう考えているか。



⑨ これまでは、みんな「緒の世界だったが、これからは一人一人が違う多様化、複雑化、変化の激しい世界へと移行していく。教育も変わらざるを得ない中で、ひとつの手法だと考えられ、徐々に導入されていくものと考ええる。

⑩ これまでは、みんな「緒の世界だったが、これからは一人一人が違う多様化、複雑化、変化の激しい世界へと移行していく。教育も変わらざるを得ない中で、ひとつの手法だと考えられ、徐々に導入されていくものと考ええる。

6月議会に労働者派遣法改正案、労働基準法改正案の撤回を求める意見書が提出されました。賛成しましたが、残念ながら否決されました。

【私の賛成討論】 一部抜粋

この労働者派遣法改正案のポイントは、現行制度では通訳や秘書などのいわゆる「26業務」以外の業務には最長3年の期間制限がかかるが、これを廃止して「派遣先の同一の事業所における派遣労働者の受け入れは3年を上限とする。それを超えて受け入れるためには過半数の労働組合等からの意見聴取が必要。意見があった場合には対応方針等の説明義務を課す」というものです。つまり企業は永続的に派遣社員を使い続けることができるようになる。一方、個々の派遣社員は「自動的に3年でクビ」というわけです。

また今回の改正によって正社員化の道を開くと政府は言っていますが、現実には逆に正社員になりにくくなっています。

そして派遣元事業主に計画的な教育訓練等を義務づけることにより、派遣労働者のキャリアアップを推進すると言われていますが、「3年で終わり」とわかつている労働者に、教育訓練をするでしょうか？ 労働者は「3年で終わり」とわかつていて業務に必要なスキルを本気で学ぶでしょうか？ 私は、単に労働者にとってだけ改悪であるとは思いません。誠実な企業にとっても改悪であり、この派遣法改悪は阻止しなければならぬと思います。

長与町議会議員

あいば あつ子

西彼杵郡長与町まなび野3-16-13

電話 095-887-5245

FAX 095-887-5245

携帯090-2085-8358

ホームページ <http://aatsuko.jp>

メールアドレス aaiba@aatsuko.jp

饗庭 敦子

ご相談はお気軽に

自分の受け止め方を理解していますか

器の飲み物が半分です。
どんな風に見えますか？



メンタルヘルス研修の1コマです。

ご自分の受け止め方を理解していますか？